## 契約時の留意事項

## 【建設工事】

- 1. 落札者は、落札後速やかに工事担当課と工事内容等の打合わせを行い、その指示に 従ってください。
- 2. 建設リサイクル法対象工事については、契約書作成前に必ず「説明書」を作成し、 工事担当課に内容の確認をしてもらい、確認印の押印を受けてください。(変更時も 同様)確認印の押印のある「説明書」を、契約書提出時に契約検査課に提示してくだ さい。
- 3.「契約書」及び「免税事業者届出書」については、落札日(入札執行日)より<u>7日以</u> 内(初日不算入・市の休日を除く)に、「契約保証」を添えて契約検査課に提出してく ださい。
- 4. 前払金を請求する場合(請負代金額が300万円以上)は、工事担当課と協議し「前払金請求書」に「前払保証」を添えて工事担当課に提出してください。
- 5. 中間前金払対象工事については、契約書提出時に「中間前金払」又は「部分払」を 選択する必要があります。なお、その後の変更はできません。
- 6.「現場代理人及び主任技術者選任通知書」には、請負会社との直接の雇用の確認をするため、雇用証明(保険証等の写し)を添付し、契約検査課に提出してください。
- 7. 請負代金額が500万円以上の工事を受注した場合には、契約後1か月以内に「建設業退職金共済証紙購入報告書」を提出してください。なお、受注業者が工事の一部を下請けに付し、下請負業者が共済証紙を購入した場合には、その収納書も同時に提出してください。また、変更契約により請負代金の増額があった場合、又は変更契約により請負代金額が500万円を超えた場合にも同様とします。
- 8. 工期の変更があった場合において、「契約保証」が「銀行保証」の場合、「保証期間」 の変更が必要となりますので、その場合、銀行手続きを行い「変更契約保証書」を契 約検査課に提出してください。

## 【業務委託】

- 1. 落札者は、落札後速やかに担当課と業務内容等の打合わせを行い、その指示に従ってください。
- 2.「契約書」及び「免税事業者届出書」については、落札日(入札執行日)より7日以内(初日不算入・市の休日を除く)に、契約検査課に提出してください。
- 3.「業務主任技術者及び照査技術者選任通知書」には、受注会社との直接の雇用の確認 をするため、雇用証明(保険証等の写し)を添付し、契約検査課に提出してください。